

入札説明書

(福山市庁舎で使用する複合機のトータルサービス契約)

2026年（令和8年）2月

福山市総務局
総務部総務課

福山市庁舎で使用する複合機のトータルサービス契約に係る入札公告（福山市公告第60号）に基づく一般競争入札の実施については、福山市契約規則（昭和41年規則第13号。以下「規則」という。）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日

2026年（令和8年）2月5日

2 一般競争入札に付する事項

（1）件名及び数量

福山市庁舎で使用する複合機のトータルサービス契約

5年間の使用予定枚数（モノクロ） 111, 640, 200枚

5年間の使用予定枚数（カラー） 13, 587, 000枚

ただし、5年間の使用予定枚数は、使用実績等を基に算定したものであり、今後の使用枚数を保証するものではない。

（2）履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり。

（3）提供期間

2026年（令和8年）4月1日から2031年（令和13年）3月31日までとする。

ただし、この契約に基づく複合機のトータルサービスの提供後、次回契約に基づく複合機の設置が2031年（令和13年）4月1日を超える見込みがある場合には、協議の上、提供期間を延長することができるものとする。

（4）提供場所

別紙「仕様書」のとおり。

3 入札参加資格

一般競争入札に参加する者に必要な資格は、福山市に対する2025年度（令和7年度）～2027年度（令和9年度）の物品調達登録業者のうち、提出書類に基づいて総合審査した結果が、本契約の履行に当たって適当であると判断した場合に認めることとする。

4 入札参加資格審査の申請手続

（1）申請を行うことができない者

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加資格の制限を受けている者

イ 本市に納付すべき市税の滞納がある者

ウ 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がある者

エ この業務の公告の日から落札決定の日までの間、福山市の指名除外又は指名保留期間中の者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生

法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する者

キ 次のいずれかに該当する者

（ア）代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が事業の経営に実質的に関与していると認められるとき。

（イ）代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

（ウ）代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（エ）代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（オ）代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは上記（エ）に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（2）申請の方法

一般競争入札に参加する者で必要な資格の審査を受けようとするものは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 保守体制等に関する調書（様式第2号）

ウ 複合機のランク別の機種名（型番を含む。）及びオプションの一覧（任意様式）

エ 複合機のランク別の機種に対応したカタログ

オ 一般競争入札等の権限を支店長、営業所長等に委任する場合にあっては委任状（様式第4-1号及び様式第4-2号）

カ 商業登記簿謄本（写しでも可）

キ 完納証明書（福山市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの（写しでも可）。福山市に納税義務のない者を除く。）

ク 納税証明書（国に納付すべき消費税及び地方消費税の未納の税額がないことを証明したもの（写しでも可））

ケ 印鑑証明書（原本）

コ 誓約書（様式第6号）

（申請書の提出は、直接持参又は郵送によること。）

（3）入札参加資格の審査時期

入札参加資格は入札実施後に、最低の価格をもって申込みを行った者について審査を行い、落札決定を行う。なお、最低の価格をもって申込みを行った者の入札が当該審査により無効とされた場合は、次順位者以降について入札参加資格審査を行い、落札決定を行う。

(4) 申請期間

2026年（令和8年）2月5日（木）から同年2月18日（水）まで（ただし、市の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、隨時受け付ける。

(5) 申請書の入手先、提出先及び申請に関する問合せ先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市総務局総務部総務課

TEL（084）928-1008（直通）

※ 申請書は、福山市ホームページ（<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp>）からもダウンロード可能

5 入札参加条件

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 上記3の入札参加の資格要件を満たす者で、提供開始から確実に安定したサービスの提供ができるもの
- (2) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合に、その復旧などに迅速に対応することができる者

6 入札書の提出期間及び場所

(1) 提出期間

2026年（令和8年）2月5日（木）から同年2月18日（水）まで（ただし、市の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、隨時受け付ける。

ただし、郵便又は信書便の場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）により行うものとし、2026年（令和8年）2月18日（水）午後5時までに必着させること。

(2) 提出（送付）場所

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市総務局総務部総務課

(3) 辞退について

入札参加資格審査の申請を行った者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合においては、その旨を次に掲げるところにより申し出ること。

ア 入札執行前にあっては、辞退の旨を明記した書面を直接持参し、又は郵送（書留郵便等により、入札日の前日までに到達するものに限る。）すること。

イ 入札執行中にあっては、辞退の旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出すること。

7 入札書の提出方法

- (1) 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、別記様式第3号による入札書を直接持参により、又は書留郵便等により提出しなければならない。電話、電報、FAX、電子メールその他の定められた方法以外の方法による入札は認めない。

- (2) 入札書を提出するに当たっては、入札書を封入した封筒の表面に入札者の商号（名称）を

記載し、「2026年（令和8年）2月19日開札 福山市庁舎で使用する複合機のトータルサービス契約に係る入札書」と朱書すること。

当該入札書を書留郵便等により提出するときは、この封筒を別の1つの封筒に入れて二重封筒とし、表面に「2026年（令和8年）2月19日開札 福山市庁舎で使用する複合機のトータルサービス契約に係る入札書」と朱書し、親展により送付先（前記6（2））に宛て、書留郵便等による入札書の提出期間（前記6（1））内に必着させなければならない。

- (3) 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更及び取消しをすることができない。
- (4) 1回目の入札が不落であったときの2回目以降の入札書の提出については、別途通知を行う。

8 入札書の作成方法

(1) 入札書は別記様式第3号によること。また、代理人が入札する場合は、入札書を提出する前に別記様式第4号による委任状を提出すること。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の住所及び名前（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の名前）並びに代理人であることの表示及び当該代理人の名前を記載し、入札参加者本人及びその代理人がそれぞれ押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

なお、入札書に押印する当該代理人の印鑑は、委任状に押したものと同一のものでなければならない。

(3) 入札金額の訂正は認めない。

(4) 入札参加者等は、仕様書、本入札説明書、別添契約書（案）及び規則（以下「仕様書等」という。）を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。仕様書等についての不知又は不明を理由として入札後に異議を申し立てることはできない。

(5) 入札書には、機器（オプション等を含む。）使用料、運搬料、設置料、設定料、操作方法指導料、メンテナンス料、消耗品料その他複合機の使用に必要な費用（電気使用料、FAX機能使用に伴う電話線に係る費用及び通信料並びに用紙及びステープル針に係る費用を除く。）に加え、複合機の撤去の際に必要な費用も全て含めた上で算定した単価及びこの単価を基に算定した5年間の予定総額を記載すること。

(6) 上記単価は、モノクロのコピー及びプリントを1枚出力したときの単価（同額とする。）並びにカラーのコピー及びプリントを1枚出力したときの単価（同額とする。）の2種類の単価で作成すること。

(7) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。

9 開札について

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時

2026年（令和8年）2月19日（木）11時

イ 場所

福山市東桜町3番5号 福山市役所 本庁舎5階多目的室

(2) 開札時の立会いは、任意とする。この場合において、入札参加者等が立ち会わないときは

- 、入札執行事務に關係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (3) 入札室には、入札参加者等、入札執行事務に關係のある職員（以下「入札關係職員」という。）及び（2）の立ち会い職員以外の者は入室することができない。
- (4) 入札参加者等は、開札の時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (5) 入札参加者等は、本人であることを証明するに足る証明書（社員証等）を携行し、入札關係職員から求められた場合は提示しなければならない。また、代理人の場合は、入札書提出までに、入札権限に関する別記様式第4号による委任状を提出しなければならない。
- (6) 入札参加者等は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (7) 入札室において、次の各号のいずれかに該当する者は当該入札室から退室させる。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
- イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

10 無効とする入札

次の入札は無効とする。なお、再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者はこれに加わることができない。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 委任状のない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を修正した入札
- (5) 入札が取り消すことのできる無能力者の意思表示であるとき。
- (6) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (7) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (8) 他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して入札をしたとき。
- (9) 入札者が連合して入札したときその他入札に際して不正行為があったとき。
- (10) 必要な記載事項を確認できない入札
- (11) 再度の入札をした場合においてその入札が1であるとき。
- (12) その他特に指定した事項に違反した入札

11 落札者の決定

- (1) モノクロのコピー及びプリントを1枚出力したときの単価（同額とする。）並びにカラーのコピー及びプリントを1枚出力したときの単価（同額とする。）が予定価格の制限の範囲で、5年間の予定総額が最低の価格をもって申込みをした者について、後日入札参加資格審査を行い、有効な入札書を提出したと判断されたものを契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に關係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す

とともに、落札者は入札書に記載された5年間の予定総額の100分の5に相当する金額を入札違約金として納めるものとする。

- (5) 開札をした場合において、落札となるべき価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札参加者等が立ち会っていないときは、再度入札には参加できないものとする。
- (6) 再度入札は2回まで（初回の入札を含めて3回まで）とする。
- (7) 最低制限価格は設定しない。

1 2 契約書の作成

- (1) 契約書には、入札書に記載されたモノクロコピー・プリント1枚当たりの単価及びカラーコピー・プリント1枚当たりの単価を記載する。対価の支払に当たり、複合機の1台ごとの毎月の使用枚数に単価を乗じた額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。
- (2) 一般競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、2026年（令和8年）4月1日に契約書を取り交わすものとする。
- (3) 契約担当職員が契約の相手とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 契約書は2通作成し各自1通を所持するものとする。

1 3 契約条項

別添契約書（案）のとおり。

1 4 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加者等は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、契約担当職員の求めに応じ、入札参加者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者等又は契約の相手方が本件入札及び契約書の作成に要した費用については、全ての入札参加者等又は契約の相手方の負担とする。

1 5 提供に係る質疑について

- (1) 本件提供に関して質疑がある場合は、別記様式第5号により電子メールで行うこと。照会先は下記16のとおり。
- (2) (1)の受付は、2026年（令和8年）2月5日（木）から同年2月12日（木）までの市の休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。
- (3) 市は、質疑に対する回答書を、2026年（令和8年）2月17日（火）までに、福山市ホームページに掲載する。

1 6 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

福山市東桜町3番5号（行政棟5F）

福山市総務局総務部総務課

TEL 084-928-1008（直通）

電子メール soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp

1 7 契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

1 8 入札保証金及び契約保証金
免除する。

1 9 その他

本件は、2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）までの間に予算の範囲内で、提供を受けるものである。

このトータルサービス契約に係る2026年度（令和8年度）予算が成立しなかった場合には、入札は無効とする。この場合において、福山市は何らの責めも負わないものとする。